

令和2年11月9日

令和2年度司法修習生採用選考申込者 各位

司法研修所事務局長

### 司法研修所からのお知らせ

あなたは、司法修習生に採用された場合には、下記第1のとおり、1年の修習期間中、導入修習及び集合修習の期間は司法研修所で修習し（新型コロナウイルスの感染状況により今後変わることがあります。）、分野別実務修習及び選択型実務修習の期間は指定された実務修習地の裁判所、検察庁及び弁護士会（以下「配属庁会」という。）で修習することになります。

ついては、採用選考申込みに当たり、下記第2から第4までの書類（第4の書類は入寮希望者のみ）を、4ページ及び5ページの「提出書類一覧」の要領に従って令和3年1月27日（水）（消印有効）までに司法研修所に提出してください。

記

#### 第1 修習期間等について

司法修習生として採用後の令和3年3月31日（水）から4月23日（金）まで導入修習が行われ、同月30日（金）から12月7日（火）まで配属庁会における分野別実務修習が行われます。その後、集合修習と配属庁会における選択型実務修習が、それぞれ約1か月半行われます。この集合修習と選択型実務修習の修習順序は下表のとおり、実務修習地によって異なります。指定された実務修習地における住居の確保は、各自で行うことになっています。

なお、例年、導入修習及び集合修習は司法研修所で実施していますが、第74期司法修習の導入修習及び集合修習については、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて司法研修所で実施しない可能性があります。導入修習の実施方法等については、最高裁判所のホームページ（後記参照）において、遅くとも令和3年

1月20日（水）までに掲載する予定ですので、各自で確認してください。（URL：<https://www.courts.go.jp/saikosai/sihokensyujo/index.html>）

おって、司法修習生が外国旅行をしようとするときは、あらかじめ、司法研修所長（実務修習中は配属庁会の長）の承認を受けなければなりません。令和3年3月31日（水）（採用発令日）から4月29日（木）までの期間（土曜日、日曜日、祝日を含む。）は、特にやむを得ない事情がない限り外国旅行は承認されませんので、注意してください。

実務修習地	期間	令和3年12月中旬 ～令和4年1月下旬	令和4年2月上旬 ～3月中旬
① 東京、立川、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、奈良、大津、和歌山		集合修習	選択型実務修習
② ①以外の実務修習地		選択型実務修習	集合修習

#### 第2 実務修習希望地の調査について

司法修習生の実務修習地は、司法研修所長が修習の全期間を通じて修習に関して司法修習生を統轄する立場から決定します。その際の参考とするために、実務修習地についての希望を承知したいので、要領第1の事項に留意の上、別添の「実務修習希望地調査書」に必要事項を記載し、提出してください。

なお、配属される予定の実務修習地は、令和3年2月26日（金）頃発送してお知らせする予定です。司法研修所から、3月4日（木）までにこの通知が届かない場合は、4ページの間合せ先に電話で照会してください。

実務修習希望地調査書の記載に当たっては、次の点も理解しておいてください。

- 1 実務修習希望地調査書に希望地を記載してもらうのは、実務修習地を決定する際の参考とするためであり、希望どおりに決定されることを保証するものではありません（特定の実務修習地に希望者が集中した場合などには、希望どお

りに決定されないことがあります。)

2 実務修習地がどこであるかは、将来の進路に関し、何らの影響を及ぼすものではありません。

3 通知した実務修習地の変更は、認められません。

4 実務修習希望地調査書は、1 のとおり実務修習地決定の参考とするほか、司法修習に関する事務のために利用することがあります。

5 採用選考の申込みを取り下げたときでも、実務修習希望地調査書は返還しません。

### 第3 身上報告書について

要領第2の事項に留意の上、別添の「身上報告書」に必要事項を記載して、2部提出してください。1部に記載した上でコピーを取るのでも差し支えありませんが、写真はそれぞれに貼付してください。

なお、採用選考の申込みを取り下げたときでも、身上報告書は返還しません。

### 第4 導入修習期間中の入寮の申込みについて（希望者のみ）

上記第1記載のとおり、導入修習については、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて司法研修所において実施されない可能性があり、最高裁判所のホームページに遅くとも令和3年1月20日（水）までに掲載する予定ですが、導入修習が司法研修所において実施される場合において、導入修習期間中に入寮を希望する者は、要領第3の内容に留意の上、別添の「入寮許可願」に必要事項を記載し、提出してください。

なお、提出された入寮許可願は、採用選考の申込みを取り下げた場合でも返還しません。

## 提出書類一覧

申込者全員が提出する書類

提出書類	提出方法・提出期限	記載要領	問合せ先
実務修習希望地調査書	同封した司法研修所(事務局企画第二課調査係)宛て封筒又はダウンロードした宛先見本を印刷し、適宜の封筒に貼付するなどして作成した同係宛て封筒を使用して、簡易書留郵便で送付する。	要領第1	司法研修所事務局 企画第二課調査係 TEL 048-460-2045 (直通) (平日) 午前10:00～午前11:30 午後1:30～午後4:30
身上報告書2部  写真5枚 (2枚は身上報告書に貼付し、残り3枚は、裏面に氏名を記載し、記載したインクによって写真の表面が汚れないようにして、写真用封筒に封入する。)	期限 令和3年1月27日(水) (消印有効)	要領第2	

入寮希望者のみが提出する書類

提出書類	提出方法・提出期限	記載要領	問合せ先
入寮許可願	各自で用意した司法研修所（いずみ寮）事務局総務課寮務係宛て封筒（封筒の表に「入寮許可願在中」と朱書きする。）又はダウンロードした宛先見本を印刷し、封筒に貼付して作成した同係宛て封筒により簡易書留郵便で送付する。	要領第3	司法研修所（いずみ寮） 事務局総務課寮務係 TEL 048-235-8985（直通） （平日） 午前10:00～午前11:30 午後1:30～午後4:30
返信用封筒 （長形3号、宛名記載、普通郵便料金相当分の郵便切手貼付）	期限 令和3年2月3日（水） （消印有効）		

（要領第1）

実務修習希望地調査書＜全員提出＞

- 1 実務修習希望地調査書を1部作成し、提出する。
- 2 ①欄には、氏名を戸籍等に基づいて正確に（いわゆる表外漢字については、JIS第2水準に置き換えて）記載する。  
②欄は、旧姓（戸籍上の旧氏名をいう。以下同じ。）の使用を希望する場合、又は日本国籍を有しない方で通称の使用を希望する場合にのみ、使用を希望する旧姓又は通称を記載する（旧姓又は通称の使用を希望しない場合は、記載は不要である。）。身上報告書への記載も忘れないこと。
- 3 ③欄には、特筆すべきことがなければ「良好又は問題なし」の項にチェックを入れ、既往症（現在は治療を終了しているが、過去に入院したり、半年以上通院治療を受けたりしたことがある場合）や治療継続中の病気・身体上の障害等がある場合には該当する項にチェックを入れ、具体的な病名等を記載すること。
- 4 ④欄は、郵便物の送付先としても使用するの、方書まで正確に記載すること。提出後に住所変更がある場合には、「令和2年度司法修習生採用選考申込書の記載要領」の記載に従い、必ず変更の届出を行うこと。
- 5 ⑤欄は、いずれか1つ選択し、複数を選択しないこと。
- 6 ⑥欄及び⑧欄の出身大学名や法科大学院名等は、正確に記載すること。  
⑧欄には、修了の有無にかかわらず、在籍した法科大学院名を記載し、旧司法試験等の合格者は「旧司法試験」などと記載すること。また、予備試験合格者は「予備試験」の項にチェックを入れること。
- 7 ⑩欄は、次の点に留意して記載する。  
令和2年度採用司法修習生の実務修習地は、次のとおり予定している。  
1群 東京、立川、横浜、さいたま、千葉、宇都宮、静岡、甲府、大阪、京都、神戸、大津、名古屋、福岡、仙台、札幌  
2群 水戸、前橋、長野、新潟、奈良、和歌山、津、岐阜、金沢、広島、岡山、熊本、那覇、福島、高松  
3群 福井、富山、山口、鳥取、松江、佐賀、長崎、大分、鹿児島、宮崎、山形、盛岡、秋田、青森、函館、旭川、釧路、徳島、高知、松山

(1) 実務修習地について希望地がある場合は、第1希望地から第6希望地までの6箇所を表1「実務修習希望地の選択規則」に従い記載する。併せて、希望地に関して、配偶者（内縁の配偶者・修習終了までに婚姻する予定の婚約者を含む。）・子との同居希望、病気・通院、親族の介護、経済的事情等、実務修習希望地調査書の「理由コード」に該当する事情がある場合は、必ず、その理由となる理由コードの番号及び具体的事情を記載する。具体的事情の記載については、表2「事情の記載例」及び別添の記載例を参照し、できる限り見やすく丁寧に記載すること。

なお、記載された事情や記載内容の具体性の程度によっては、実務修習地を検討する際の参考としないことがある。

(表1) 実務修習希望地の選択規則

第1希望	1～3群から記載	(注意) <u>(1群から選択するのは2箇所まで)</u>
第2希望		
第3希望		
第4希望		
第5希望	<u>3群から記載</u>	
第6希望		

(表2) 事情の記載例

① 配偶者（内縁の配偶者・修習終了までに婚姻する予定の婚約者を含む。）・子との同居希望

理由コード	理由コードに該当する具体的事情
1	現在、民間企業に勤務している妻及び○歳の子と同居して生活しているところ、今後も同居を継続するため、現住所地から通える地を希望する。

② 病気・通院

理由コード	理由コードに該当する具体的事情
2	〇〇病に罹患しており、現在月1回△△病院（□□県●●市）に通院して高度に専門性を有する治療を受けており、今後もその治療を継続する必要があるため、現住所地から通える地を希望する。

③ 親族の介護

理由コード	理由コードに該当する具体的事情
3	現在同居中の父親が身体障害者（1級、介護認定・要介護5）で、母と私で入浴・食事等の介護を行っており、私がいないと介護に支障が生じるため、現住所地から通える地を希望する。

④ 経済的事情

理由コード	理由コードに該当する具体的事情
4	法科大学院在学中の奨学金の返済額が1か月●万円（総額●●●万円）となっているので、現住所地（自宅）から通える地を希望する。

(2) 実務修習地について特に希望地がない場合は、「希望地」欄に「一任」又は「以下一任」と記載し、理由は記載しなくてもよい（表3の記載例参照）。

(表3) 実務修習希望地の記載例

①全部記載の場合

希望順位	希望地
1	東京
2	さいたま
3	広島
4	和歌山
5	高知
6	松江

②一部一任の場合

希望順位	希望地
1	大阪
2	鳥取
3	以下一任
4	
5	
6	

③全部一任の場合

希望順位	希望地
1	一任
2	
3	
4	
5	
6	

(3) 希望地の記載がない場合又は表1の実務修習希望地の選択規則に反した記載をしている場合は「一任」として、途中順位までの記載しかない場合には「以下一任」として取り扱う。

8 ⑫欄は、次の点に留意して記載する。

- (1) この欄に記載する「親族等」とは、配偶者（内縁の配偶者及び婚約者も含む。）、父母（義父母含む。）、兄弟姉妹、祖父母、伯父・伯母（叔父・叔母）、甥姪をいう。
- (2) 婚約者については、修習終了までに婚姻する予定かどうかを問わず、該当する場合には記載する。
- (3) 親族等が公証人、司法書士、調停委員、司法委員及び参与員である場合には、記載を要しない。
- (4) 親族等が現職の裁判官・検察官・弁護士である場合には、必ず司法修習の期を記載する。
- (5) 親族等に採用選考申込者がいる場合にも、本欄に記載する。

(6) 親族等が裁判所・検察庁の職員である場合には、勤務する裁判所・検察庁の庁名及び役職を記載する（例：東京地方裁判所裁判所書記官、東京地方検察庁主任捜査官）。

9 ⑬欄には、本人、配偶者（内縁の配偶者及び修習終了までに婚姻する予定の婚約者を含む。）、近親者、友人・知人等を当事者とする訴訟、調停等の係属（係属見込みの場合を含む。）がある場合には、その係属裁判所及び当事者名（続柄）を記載する。この調査書を提出した後に、上記事情（係属見込みの場合を含む。）が生じた場合には、速やかに4ページの間合せ先に連絡すること。

10 ⑭欄には、配偶者（内縁の配偶者及び修習終了までに婚姻する予定の婚約者を含む。）、子、親及び兄弟姉妹のほか、⑩欄の具体的事情に記載した親族等があれば記載する。

11 各欄に記載しきれない場合には、⑮欄を利用する。

12 この調査書に訂正がある場合、二重線を引き訂正する。訂正印は不要。

13 この調査書の記載について疑問等があるときは、4ページの間合せ先に照会する。

14 提出方法は、次のとおりとする。

同封の返送用封筒（司法研修所（事務局企画第二課調査係）宛のもの）又はダウンロードした宛先見本を使用して作成した同係宛て封筒を用い、身上報告書及び写真（4ページの「提出書類一覧」を参照すること。）を一括して、簡易書留で郵送する（ダウンロードした宛先見本を印刷し、適宜の封筒の表面に貼付して封筒を作成しても構わない。）。

## (要領第2)

### 身上報告書・写真<全員提出>

#### 1 身上報告書を2部作成し、提出する。

記載例を参考にして、令和3年1月20日現在（ただし、年齢については全て同年3月31日現在で記載すること。）で、黒のペン又はボールペンを用い、楷書で正確に記載する（2部とも同じ内容を記載する、又は1部に記載した上で1部コピーを取る。）。

- (1) ※印の欄には記載しない。
- (2) 「氏名」欄には、氏名を戸籍等に基づいて正確に（いわゆる表外漢字については、JIS第2水準に置き換えて）記載する。

「旧姓又は通称」欄には、旧姓の使用を希望する場合、又は日本国籍を有しない方で通称の使用を希望する場合にのみ、使用を希望する旧姓又は通称を記載する（旧姓又は通称の使用を希望しない場合は、記載は不要である。）。実務修習希望地調査書への記載も忘れないこと。

- (3) 「本籍」欄は、都道府県のみ記載する。
- (4) 「経歴」欄は、学歴については、高等学校（卒業）から年代順に記載する。法科大学院については、在学中であればその旨記載し、併せて修了・中退の見込みが決まっていれば、その時期とともに見込みも記載すること。

また、法科大学院の修了・在学中・中退の別、修了の有無にかかわらず、既修・未修コースの別をそれぞれチェックし、予備試験合格者は予備試験の項を、旧司法試験合格者等はその他の項をチェックして、括弧内に内容を記載すること。

職歴については、6か月以上のものを記載する。

- (5) 「志望」欄は、いずれか1つ選択し、複数を選択しない。
- (6) 「健康上の配慮等」欄は、司法修習中に健康上の理由による配慮（パソコンによる答案作成、答案作成時間の延長、教室の座席配置、多目的トイレや搾乳室の使用等）を必要とする場合には具体的な内容及び理由を記載すること。な

お、司法試験において身体に障害や傷病等がある場合の受験特別措置を受けた場合には措置の内容を記載する。

- (7) 「家族関係」欄は、配偶者、子、親、兄弟姉妹を記載する。「扶養関係」は本人が扶養している家族を○印で表示すること。
- (8) 各欄に記載しきれない場合には、「備考」欄を使用する。裏面等には記載しない。
- (9) 記載を間違えたときは、二重線で抹消し、余白に正しい記載をする（訂正印不要）。
- (10) 提出後に記載事項に変更が生じた場合には、司法研修所事務局企画第二課調査係に速やかに適宜の書面にて届け出る。

#### 2 写真5枚を提出する。

カラー写真で、縦4センチメートル、横3センチメートル、上半身、脱帽、正面、無背景で3か月以内に撮影したものに限り。裏面右隅に氏名と生年月日を油性ボールペンで記載し、うち2枚は身上報告書の所定の箇所に貼付し（必ず、点線の枠にかからないように決められた大きさの写真を貼付する。）、残りの3枚は、写真裏面の氏名を記載したインクによって写真の表面が汚れないようにして、同封の写真用封筒又はダウンロードした写真用封筒の表書見本を貼付した適宜の封筒を利用し、必要事項を記載して封入する。

#### 3 提出方法は、次のとおりとする。

1の身上報告書2部と2のうち写真3枚を入れた封筒を、実務修習希望地調査書（4ページの「提出書類一覧」を参照すること。）と一括して、簡易書留で郵送する。

### (要領第3)

#### 入寮許可願<希望者のみ提出>

##### 1 寮及び遵守事項

寮は、いずみ寮及びひかり寮の利用を予定している。

寮の利用方法等は、別紙「司法研修所司法修習生在寮準則」とおりである。

寮には、多くの入寮者が生活することになるので、上記の準則等に定められた共同生活上のルールを遵守しなければならない。これに違反したときは、退寮を命じられることがある。

##### 2 入寮許可願等の提出

入寮希望者は、別添の「**入寮許可願**」に所要事項を記載の上、**返信用封筒（入寮許可申請をする者の住所、氏名及び郵便番号を明記し、普通郵便料金相当分の郵便切手を貼った封筒（長形3号、長さ235mm・幅120mm程度））**を添付して、後記7の方法により、**司法研修所（いずみ寮）事務局総務課寮務係宛て**に送付する。

① 年齢は作成日を基準に記載すること。

② 通所できない事情がある場合は、その理由をできるだけ詳しく記載すること。

なお、**提出期限までに入寮許可願が提出されないときは、入寮は許可されないので注意すること。**また、入寮許可願に虚偽の記載をした場合は、処分等を受けることがある。

##### 3 入寮許可決定及びその通知

入寮希望者が収容可能人数を超える場合、入寮を必要とする事情を総合的に考慮して入寮の可否を判断するが、原則として、以下の順位で割り当てる。

(1) 通所圏内に住居を有しない者

(2) 現住所の住居又は自宅（実家を含む。）等の所在地から司法研修所までの通所時間の長い者（なお、抽選の方法を用いて決定する場合がある。）

ただし、**導入修習期間中の入寮**については、例年、入寮希望者が多数に及ぶことから、実務修習地が**東京、立川、さいたま**となる者は、各実務修習地に

住居を有するものとみなして取り扱う。

入寮許可願を提出した者に対しては、その入寮の可否通知を2月19日（金）頃に、提出された返信用封筒を利用して発送する。

##### 4 寮室の割当て

寮室の割当ては司法研修所が行う。割り当てられた寮室を司法修習生同士で交換することは認められない。これに違反したときは、退寮を命じられることがある。

##### 5 入寮日及び退寮日

入寮日は、3月30日（火）とする。その日より前に寮に到着しても宿泊することはできない。入寮手続は、当日の午前11時から午後4時までの間に行う。

退寮日は、4月24日（土）とする。退寮手続は、当日の午前8時30分から午後1時までの間に行う。

なお、これらは今後変更があり得る。

##### 6 寮費

入寮を許可された者は、入寮期間中の寮費を負担する。

入寮を許可された者の寮費は、15,000円（1日につき600円）であり、入寮許可通知書に同封の払込取扱票に住所、氏名等の必要事項を記載の上、期限内に所定の口座に振り込む。

##### 7 提出方法

入寮希望者は、2の入寮許可願及び返信用封筒を、各自で用意した司法研修所（いずみ寮）事務局総務課寮務係宛ての封筒（封筒の表に「入寮許可願在中」と朱書きする。）又はダウンロードした宛先見本を使用して作成した同係宛て封筒に封入し、2月3日（水）（消印有効）までに簡易書留で郵送する。

同一の封筒内に複数の入寮許可願を同封して郵送した場合には、当該入寮許可願は全て無効として扱うことになるので注意する。

（提出先）〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号

司法研修所（いずみ寮）事務局総務課寮務係

(別紙)

司法研修所司法修習生在寮準則

平成6年2月9日制定

平成29年10月24日改正

裁判所の庁舎等の管理に関する規程（昭和43年最高裁判所規程第4号）第2条第4項の委任に基づき、同規程第19条によって司法研修所司法修習生在寮準則を次のとおり定める。

第1条 この準則は、司法研修所いずみ寮及びひかり寮（以下併せて「寮」という。）を、司法修習生の修習の滞在の用に供するに当たって、寮の管理について必要な事項を定めるものとする。

第2条 入寮を希望する司法修習生は、入寮許可願を提出して、許可を受けなければならない。

第3条 入寮の許可を受けた司法修習生（以下「在寮者」という。）は、入寮の目的を達成するため、寮における秩序を維持し、適切な環境を保持するよう協力しなければならない。

2 在寮者は、入寮の目的を尊重し、他人の勉強、就寝を妨げ、その他他人の迷惑となる行為をしてはならない。

第4条 在寮者は、門限までに帰寮しなければならない。

2 在寮者は、来訪者がある場合には、門限までに退出させなければならない。

第5条 在寮者は、会合等のため寮を使用する場合又は寮において文書等を掲示する場合には、その都度あらかじめ許可を受けなければならない。

第6条 在寮者は、常に防火に注意し、所定の場所以外で火気の使用又は喫煙をしてはならない。

2 火災その他の災害に際しては、消防及び避難に協力しなければならない。

第7条 在寮者は、その責に帰すべき事由により、建物、付属設備、備品等を毀損し、又は滅失させたときは、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第8条 在寮者は、寮係員が建物、付属設備、備品等の管理のため寮室に立ち入る必要があるときは、これに協力しなければならない。

第9条 この準則若しくは第10条に基づき別に定める細則に違反したとき、又は寮の管理上やむを得ない事由があるときは、退寮させることができる。

第10条 この準則の施行についての細則は、別に定める。

実務修習希望地調査書 記載例

の氏名は、戸籍等に基づいて正確に(いわゆる表外漢字については、JIS第2水準に置き換えて)記載してください。は旧姓(戸籍上の旧氏名)の使用を希望する場合、又は日本国籍を有しない方で通称の使用を希望する場合に、該当者のみが記載してください。令和3年3月31日までに氏名を変更した場合は、変更事項を記載した適宜の書面及び変更事項を証明する書面として「戸籍抄(謄本)」「司法研修所に提出する分については、写しで構わない。」を司法研修所事務局企画第二課調査係及び最高裁判所に速やかに提出してください。

の記載漏れがないように気を付けてください。については、修了の有無にかかわらず、在籍した法科大学院名を記載し、旧司法試験等の合格者は「旧司法試験」などと記載してください。また、予備試験合格者は「予備試験」の項にチェックを入れてください。

希望順位の1~4は、1群から3群の全ての修習地の中から希望する修習地を選んで記載してください。希望地の記載がない場合は「一任」として、途中順位までの記載しかない場合は「以下一任」として取り扱います。1群の修習地(この中から選択するのは2箇所まで) 東京、立川、横浜、さいたま、千葉、宇都宮、静岡、甲府、大阪、京都、神戸、大津、名古屋、福岡、仙台、札幌 2群の修習地 水戸、前橋、長野、新潟、奈良、和歌山、津、岐阜、金沢、広島、岡山、熊本、那覇、福島、高松

希望順位の5・6は、必ず3群の修習地から選んで記載してください。 3群の修習地 福井、富山、山口、鳥取、松江、佐賀、長崎、大分、鹿児島、宮崎、山形、盛岡、秋田、青森、函館、旭川、釧路、徳島、高知、松山

過去5年間(平成27年から令和2年まで)勤務した庁名を記載するとともに在籍していた期間も記載してください。(記載例参照)

欄に記載する「親族等」とは、配偶者(内縁の配偶者及び婚約者も含む。)、父母(養父母含む。)、兄弟姉妹、祖父母、伯父・伯母(叔父・叔母)、甥姪をいいます。・婚約者については、修習終了までに婚姻する予定かどうかを問わず、該当する場合には記載してください。・親族等が公証人、司法書士、調停委員、司法委員及び参与員である場合には、記載は不要です。・親族等が現職の裁判官・検察官・弁護士である場合には、必ず司法修習の期を記載してください。・親族等に採用選考申込者がある場合にも、本欄に記載してください。・親族等が裁判所・検察庁の職員である場合には、勤務する裁判所・検察庁の庁名及び役職を記載してください(例:東京地方裁判所裁判所書記官、東京地方検察庁主任捜査官)。

各欄に記載しきれない場合には、この欄を利用してください。

実務修習希望地調査書 (令和3年1月20日現在)
整理番号 020424
氏名 甲野太郎
生年月日 昭和2年4月24日生
住所 東京都千代田区霞が関1-1-4 第一マンション331号
希望順位 さいたま, 東京, 岐阜, 岡山, 鳥取, 松江
理由 1 配偶者(内縁の配偶者・修習終了までに婚姻する予定の婚約者を含む。)... 2 病気・通院 3 親族の介護 4 経済的事情 5 その他

生年月日を元に整理番号を記載してください。例:昭和63年4月24日生まれの場合は「630424」平成元年2月10日生まれの場合は「010210」

特筆すべきことがなければ「良好又は問題なし」の項にチェックを入れ、既往症や治療継続中の病気・身体上の障害等がある場合には該当する項にチェックを入れ、下欄に具体的な病名等を記載してください。

記載する住所は、修習開始前までの郵便物(修習地の予定通知、組番号・修習班の通知、教材等の発送等)の送付先の住所となりますので、令和3年3月31日までに住所変更が生じた場合は、変更事項を記載した適宜の書面(修習地決定後は、修習地も記載する。)を司法研修所事務局企画第二課調査係及び最高裁判所に速やかに提出してください。

【具体的事情の記載内容について】
配偶者等との同居希望の場合
例「現在、民間企業に勤務している妻及び歳の子と同居して生活しているところ、今後も同居を継続するため、現住所地から通える地を希望する。」
親族の介護の場合
例「病に罹患しており、現在月1回病院(県市)に通院して高度に専門性を有する治療を受けており、今後もその治療を継続する必要があるため、現住所地から通える地を希望する。」

本人、配偶者(内縁の配偶者及び修習終了までに婚姻する予定の婚約者も含む。)、近親者、友人・知人等を当事者とする訴訟、調停等の係属(係属見込みの場合を含む。)がある場合は、係属裁判所及び当事者名(続柄)を記載してください。提出した後、上記事情(係属見込みの場合も含む。)が生じた場合は、速やかに司法研修所事務局企画第二課調査係に連絡してください。

家族(配偶者(内縁の配偶者及び修習終了までに婚姻する予定の婚約者も含む。)、子、親及び兄弟姉妹)のほか、の具体的事情欄に記載した親族等の氏名・年齢・続柄・職業・現住所を記載してください。記載に当たっては、令和3年1月20日現在(年齢については、同年3月31日現在)で記載してください。

極 秘

身上報告書 74										
(令和3年1月20日現在)										
写真貼付 写真の裏面に氏名を油性ボールペンで必ず記載する(5枚全て)点線の枠にかならずように決められた大きさ(4cm×3cm)の写真を貼付する。		ふりがな氏名	このう たろう 甲野 太郎			ふりがな旧姓又は通称	使用希望のみ記載	組・番号		
生年月日	昭和 2年 4月 24日生	年齢	平成 満30歳(令和3年3月31日現在)			性別	男	実務修習地		
現住所	東京都千代田区霞が関1-1-4 第一マンション331号					本籍	東京都			
	電話	03(××××)××××			携帯電話	090(××××)××××			e-mail	××××@××××.××.××
	緊急連絡先	048(×××)××××			乙野月子 方(続柄 叔母)					
経歴	学歴				職歴					
	昭和・平成21年3月	東京都立 高校卒業			平成25年4月	7M'1(家庭教師)				
	平成21年4月	大学法学部法律学科入学			~平成26年3月					
	平成25年3月	同大学同学部同学科卒業			平成26年4月	地方裁判所入所				
	平成29年4月	大学法科大学院入学			平成29年3月	地方裁判所退職				
	令和2年3月	同法科大学院修了			平成31年4月					
					~令和3年2月	7M'1(塾)				
	1 法科大学院 (1) <input checked="" type="checkbox"/> 修了 在学中 中退(見込み)				司法試験合格年月日					
	(2) <input checked="" type="checkbox"/> 予備試験 (2) <input type="checkbox"/> コースの別 既修 <input checked="" type="checkbox"/> 未修				平成・令和 元年 9月 10日					
現在の健康状態等		気管支ぜんそく			過去の病歴		睡眠障害(平成28年)			
健康上の配慮等										
自己の性格及び気質										
趣味・嗜好(たばこを除く)		旅行, スポーツ観戦, 日本酒			資格及び技能等		普通自動車免許, 行政書士(登録無)			
たばこ	吸う・吸わない		志望	裁・検(弁)未定・その他( )						
家族関係	氏名	年齢	続柄	扶養関係	職業	現住所				
	甲野 一郎	62	父		会社員	埼玉県和光市南2-3-8				
	花子	60	母		主婦	"				
	次郎	21	弟		大学生	東京都千代田区霞が関1-1-4-331				
	丙川 優子	35	姉		採用選考申込者	123 Abc Street Xyz City <small>以下備考欄</small>				
備考	MJ 01930 USA									

- ・写真貼付について  
1部コピーを取る場合でも、2部とも写真を貼付すること。
- ・「氏名」欄について  
氏名を戸籍等に基づいて正確に(表外漢字については、JIS第2水準に置き換えて)記載すること。
- ・「旧姓又は通称」欄について  
この欄は、旧姓又は通称の使用希望者のみが記載すること。  
実務修習希望地調査書への記載も忘れないこと。
- ・「現住所」欄について  
緊急連絡先は、本人以外で本人と容易に連絡を取れる親族等の連絡先を記載すること。
- ・学歴について  
学歴については、高等学校(卒業)から年代順に記載すること。法科大学院については、在学中であればその旨記載し、併せて修了・中退の見込みが決まっていれば、その時期とともに見込みも記載すること。  
また、経歴欄の下部について、1の(1)は法科大学院の修了・在学中・中退の別を、同(2)は修了の有無にかかわらず、既修・未修コースの別をそれぞれチェックし、2は予備試験に合格した者は予備試験の項を、旧司法試験合格者等はその他の項をチェックして、括弧内に内容を記載する(「旧司法試験」など)。
- ・職歴について  
職歴が6か月以上のものを記載すること。
- ・健康上の配慮等について  
司法修習中に健康上の理由による配慮(パソコンによる答案作成、答案作成時間の延長、教室の座席配置、多目的トイレや搾乳室の使用等)を必要とする場合には具体的な内容及び理由を記載すること。なお、司法試験において身体に障害や傷病等がある場合の受験特別措置を受けた場合には措置の内容を記載する。
- ・「自己の性格及び気質」欄について  
なるべく詳しく記載すること。
- ・「志望」欄について  
いずれか1つ選択し、複数を選択しないこと。その他の場合は、その職業を記載すること。
- ・「家族関係」欄について  
配偶者、子、親、兄弟姉妹を記載し、「扶養関係」は本人が扶養している家族を印で表示する。  
年齢は、令和3年3月31日現在で記載すること。
- ・「備考」欄について  
上記事項のうち記載しきれない事項は、いずれもこの欄に記載する。

この身上報告書は、司法研修所が司法修習に関する事務(裁判所法14条)のために使用するほか、高等・地方裁判所、高等・地方検察庁、弁護士会における実務修習(選択型実務修習を含む。)及び実務修習中の監督に関する事務(司法修習生に関する規則7, 8条)のために使用する。